

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業										素案										協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)	協議後の判定区分	備考	2.1版		3.0版案		
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分「成案」の場合	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID		
103	修正案	追-11	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.1.6.、1.1.7.、1.1.9.、1.1.10.、1.1.11.のシステム間連携については、オプションではなく実装必須とし、連携頻度は日次である必要があります。また、これに伴い、ID1.4.8.についても実装必須としてください。	1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携 1.4.台帳管理機能	1.1.6. 1.1.7. 1.1.9. 1.1.10. 1.1.11. 1.4.8.	国民健康保険システムに、国民健康保険情報を照会する。※1「国民健康保険情報を照会」は、共通基盤等との連携を含む※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること※3 連携頻度は日次・月次等とする※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること 他	○			未反映	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	3月2日の確認依頼の際は、「人口規模や大量処理のために必要な機能」は標準オプション、「指定都市の制度上必要な機能」は実装必須と整理されておりましたが、当要件は前者に該当するため、実装必須とはならないのではないかと考えられます。一方で、当要件は標準オプションを実装必須に変更する内容であるため、当要件を機能要件に追加するのであれば、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID：1.1.6.、1.1.7.、1.1.9.、1.1.10.、1.1.11.、1.4.8. の各標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 備考 2023年3月、指定都市要件として詳細化	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228001 0228002 0228011	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-		
104	修正案	追-12	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.1.21. (マイナンバー照会により引き渡される地方税情報データを障害者福祉システム内で管理する地方税テーブルに取り込む) については、処理件数の多い自治体にとってはそれなりの効率化が図れると考えるため、オプションではなく実装必須としてください。	1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.21.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データ(特定個人情報番号2の地方税情報データについて、提供された地方税情報)を障害者福祉システム内で管理する地方税テーブルに取り込みできること。 ※ 取り込みできる事業(障害福祉サービスや更生医療等の単位)をパラメタ等で設定できること 【補足事項】1月1日以後転入者や住所地特例者等の地方税情報については、情報照会した結果を、直接、障害者福祉システム内で管理する地方税テーブルに取り込むことで、各事業における所得判定等の事務処理に寄与することを目的とした要件である。	○	機能ID1.1.21. (マイナンバー照会により引き渡される地方税情報データを障害者福祉システム内で管理する地方税テーブルに取り込む) については、処理件数の多い自治体にとってはそれなりの効率化が図れると考えるため、オプションではなく実装必須としてください。		未反映	要協議Ⅲ	成案予定		指定都市要件として、「機能ID：1.1.21.については実装必須とする。」との規定で問題ないかと思えます。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228003	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-			
105	修正案	追-13	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.2.1.のオプション機能とされているコードマスタの一括管理について、オプションではなく実装必須機能としてください。	1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.1.	機能ID：1.2.1.の実装必須機能に以下も加えること。一括で管理できること	○				要協議Ⅲ	成案予定		指定都市要件として、「機能ID：1.2.1.の一括管理機能については実装必須とする。」との規定で問題ないかと思えます。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228004	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-			

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業										素案				協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)				2.1版		3.0版案					
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID	
62	素案	追-88	01.障害者福祉共通	大阪府大阪市	■(機能ID:1.2.2.)金融機関マスターデータについて 実装必須機能として、「金融機関マスターデータ(金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ)を登録、修正、削除、照会できること。」と記載があるが、標準オプション機能として「全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスターデータの一括更新が可能であること。金融機関マスターデータ(省略)を登録、修正、削除、照会できること。」と記載がある。 機能ID1.2.2.オプション機能で定義されている金融機関マスターデータの一括更新機能が実装されている場合は、金融機関マスタの登録、修正、削除機能は不要である認識である。政令市など規模の大きな自治体では管理する必要のある金融機関が非常に多く、全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスターデータの一括更新した内容から変更すると、データの不整合や運用で混乱が生じることが懸念されるため、金融機関マスターデータの一括更新機能が実装されている場合は登録、修正、削除機能は実装必須機能から外すよう変更していただきたい。	1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能		金融機関マスターデータの一括更新機能について適用の有無を選択できること。その場合、金融機関マスターデータについて個別更新ができること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	意見内容を端的に機能要件化した場合は、以下の内容となり、ベンダの実装負担も増えないものと考えられますので、以下の内容で良いのではないかと考えます。 機能要件 機能ID:1.2.2.(標準オプション機能)が実装されている場合は、機能ID:1.2.2.(実装必須機能)の登録、修正、削除の機能は標準オプション機能とすること。 要件の考え方・理由 機能ID:1.2.2.(標準オプション機能)は標準オプション機能であるためベンダにより実装有無は異なるが、実装された場合は一括更新が可能となるため、機能ID:1.2.2.(実装必須機能)の個別の更新機能の実装は任意とする要件である。 請求審査システムは×	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228005	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-
106	修正案	追-14	06.障害者福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.2.5.「(管理場所)単位での公印の管理」について、本市の場合は各区役所が決定権者となっている事務が多いため、オプションではなく必須機能としてください。	1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.5.	「管理場所」単位で通知書等に印字する公印の種類及び印影もしくは「(公印省略)」といった文言を管理できること。【補足事項】当要件は、帳票単位での公印の設定値より優先して「管理場所」の入力値で印字させる場合に設定する。例えば、国制度手当や障害福祉サービス等において、精神障害者は保健所管理、身体・知的障害者は福祉事務所管理となっている場合、同一帳票であっても障害種別(管理場所)により決定権者・公印が異なるため、当設定を利用する。	○			仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	考え方は、追-11と同様です。当要件を機能要件に追加するのであれば、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID:1.2.5.の標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 備考 2023年3月、指定都市要件として詳細化	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228006	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-	
107	修正案	追-15	06.障害者福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.2.12.(公印設定情報を一覧で確認できること)について、障害者福祉について帳票の種類が多いこと、本市の場合は帳票ごとに発行者(市長または区長)が異なり、一覧で確認できる必要があることから、オプションではなく必須機能としてください。	1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.12.	全帳票について、公印の種類及び印影もしくは「(公印省略)」の設定内容を一覧で確認できること。	○	公印等の設定漏れや誤りが確認でき、適切に管理するための要件である。			仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	考え方は、追-11と同様です。当要件を機能要件に追加するのであれば、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID:1.2.12.の標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 備考 2023年3月、指定都市要件として詳細化	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228007	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-
108	修正案	追-16	06.障害者福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.2.6.のオプションとされている機能(公印の設定は所属(指定都市では区役所等)単位でできること等)について、指定都市において必要な機能と考えますので、オプションではなく必須機能としてください。	1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.6.	機能ID:1.2.6.の実装必須機能に以下も加えること。 ※1 設定は所属(指定都市では区役所等)単位でできること ※2 職務代理者を反映させる通知書等を帳票単位に指定できること ※3 ※2で指定した帳票に対して、職務代理者の一括反映有無を設定できること ※4 公印のみ印刷してある台紙に首長名を印字する方式の場合、印刷する公印は変更せず、首長名部分のみを職務代理者に変更できること	○				仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	考え方は、追-11と同様です。当要件を機能要件に追加するのであれば、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID:1.2.6.の標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 備考 2023年3月、指定都市要件として詳細化	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228008	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業					素案								協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)		協議後の判定区分	備考	2.1版		3.0版案						
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分「成案」の場合	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID
63	素案	追-89	01.障害者福祉共通	大阪府 大阪市	■(機能ID:1.2.8.)通知書等に印字する問い合わせ先の担当者名について 実装必須機能の考え方・理由として、「問合せ先の担当部署名には、担当者名も設定できること。」と記載があるが、問い合わせ先の担当者名について、個人情報管理の観点からも、管理・印字する必要はない認識です。政令市など規模の大きな自治体では担当者が特定の個人ではない場合や複数人である場合の運用も想定される為、該当箇所の削除、またはオプション機能に変更していただきたい。	1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能		■(機能ID:1.2.8.)通知書等に印字する問い合わせ先の担当者名について「問合せ先の担当部署名には、担当者名も設定できること。」	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	意見内容を端的に機能要件化した場合は、以下の内容となり、ベンダの実装負担も増えないものと考えられますので、以下の内容で良いのではないかと考えます。 機能要件 機能ID:1.2.8.について、問合せ先の担当部署名に担当も設定できる要件は標準オプション機能とすること。 要件の考え方・理由 機能ID:1.2.8.(実装必須機能)の「要件の考え方・理由」に「問合せ先の担当部署名には、担当も設定できること。」とあるが、担当の設定は標準オプション機能とする要件である。 請求審査システムは×	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228009	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-
109	修正案	追-17	06.障害者福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.2.8.(複数の問合せ先に対応するための機能)及び1.2.9.([「管理場所」単位での問合せ先の設定)について、指定都市において必要な機能と考えますので、オプションではなく必須機能としてください。	1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.8.	機能ID:1.2.8.の実装必須機能に以下も加えること。問合せ先を文言マスタと同様の方法で管理できること【補足事項】複数の問合せ先に対応するための機能となる。問合せ先を複数設定した場合は、帳票レイアウトの(問合せ先)の領域にある項目は全て印字せず、文言マスタと同様に設定された文言を印字すること。	○			仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	考え方は、追-11と同様です。当要件を機能要件に追加するのであれば、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID:1.2.8.の標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 備考 2023年3月、指定都市要件として詳細化	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228010	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-	
111	修正案	追-19	06.障害者福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.5.1.(EUCの自動実行)について、処理件数の多い自治体にとっては必要な機能となるため、オプションではなく必須機能としてください。	1.障害者福祉共通	1.5.一覧管理機能	1.5.1.	機能ID:1.5.1.の実装必須機能に以下も加えること。EUC機能による出力は、スケジュール管理(参照、登録、修正、削除)による自動実行ができること。	○				要協議Ⅲ	成案予定			指定都市要件として、「機能ID:1.5.1.のEUC機能による出力のスケジュール管理機能については実装必須とする。」との規定で問題ないかと思います。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228012	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-
112	修正案	追-20	06.障害者福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.6.4.([「管理場所」単位での公印の印字)及びID1.6.5.([「管理場所」単位での問合せ先の出力)並びにID1.6.6.([「管理場所」単位での文書番号の印字)について、指定都市には必要な機能となるため、オプションではなく必須機能としてください。	1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.4.	機能ID:1.6.4.の実装必須機能に以下も加えること。 ※「管理場所」単位での設定がある場合は、実装必須の※1に優先して、「管理場所」の入力値により印字すること	○	・帳票レイアウトに表記している「印」の部分については、公印もしくは「(公印省略)」といった文言を印字する場所を示すものであるため、公印もしくは「(公印省略)」といった文言を印字しない場合は、「印」の部分は表記しないこと ・「管理場所」は、機能ID:1.7.1.を参照。			仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	考え方は、追-11と同様です。当要件を機能要件に追加するのであれば、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID:1.6.4.、1.6.6.の各標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 備考 2023年3月、指定都市要件として詳細化	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228013	1.障害者福祉共通	対象外	指定都市固有要件のため	-
113	修正案	追-21	06.障害者福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.6.16.(大量帳票等の印刷のため、印刷イメージファイル(PDF形式等)を作成し、出力する)について、処理件数の多い自治体にとっては必要な機能となるため、オプションではなく必須機能としてください。	1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.16.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ(外字情報を含む。)について印刷イメージファイル(PDF形式等)を作成し、出力できること。	○			未反映	要協議Ⅰ(複数社実装可)	成案	(制度所管府省意見のとおり)	考え方は、追-11と同様です。当要件を機能要件に追加するのであれば、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID:1.6.16.の標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 備考 2023年3月、指定都市要件として詳細化	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228014	1.障害者福祉共通	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業													素案				協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)				2.1版		3.0版案			
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分「成案」の場合	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID		
24	素案	追-7	01.障害者福祉共通	神奈川県横浜市	各種帳票類について、行政区ごとに発行できるように発行者を「市町村長」でなく「市(区)町村長」等と記載してください。	1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能		各種帳票類について、行政区ごとに発行できるように発行者を「市町村長」でなく「市(区)町村長」等と記載できること。	○	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	機能要件に追加するのは問題ありませんが、表記の揺れ(記載は印字、など)や規定ぶりの統一を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 発行者のある帳票を出力する場合は、発行者は行政区ごとに印字できること。 要件の考え方・理由 「市町村長名」は、帳票詳細要件で「パラメタなどにより初期設定が行えること」としているが、行政区単位で設定し印字できるようにする要件である。 請求審査システム は×	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228015	1.障害者福祉共通	対象外	指定都市固有要件のため	-	
114	修正案	追-22	06.障害者福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID1.7.1.(受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードの管理)について、事務処理センター等を設置している自治体にとっては必要な機能となるため、オプションではなく必須機能としてください。	1.障害者福祉共通	1.7.固有機能	1.7.1.	各事業において、以下の項目を管理できること。【管理項目】・受付場所コード・管理場所コード ※決定・管理場所・担当場所コード ※1 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの利用有無を設定でき、「無」設定時は非表示とすること※2 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの必須入力有無を設定でき、「有」設定時に未入力の場合はエラーとすること ※3 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの項目名を設定できること ※居住区、管理区、行政区など ※4 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの項目に対して、操作者の所属情報からの初期設定有無を設定でき、「有」設定時は初期設定できること ※5 公印や問合せ先等は、管理場所コード毎の設定となる(受付場所コード、担当場所コード毎ではない)	○					要協議Ⅱ(条件付き実装可)	成案予定			指定都市要件として、「機能ID:1.7.1.の受付場所、管理場所、担当場所コードの管理機能については実装必須とする。」との規定で問題ないかと思えます。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228016	1.障害者福祉共通	対象外	複数福祉事務所のある市区にも該当する機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業					素案											協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)		協議後の判定区分	備考	2.1版		3.0版案			
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID
23	素案	追-4	01.障害者福祉共通	神奈川県横浜市	1.7.3.、1.7.4.、1.7.6. 区間異動に関する機能については必須機能として欲しい。	1.障害者福祉共通	1.7.固有機能	1.7.3.	福祉事務所をまたがる転居時(指定都市においては区間異動時)に、転居先において、「管理場所」を転居先として居住地変更の台帳入力ができること。 【補足説明】 転居先で区間転入として新規台帳登録すること、転居元で喪失登録することは想定していません。	○	当要件は、指定都市における管理区役所、複数福祉事務所のある市区町村における福祉事務所、市町村合併等による支所、精神と身体・知的で管理場所が異なる市区町村における管理場所等、「場所」に係る要件を定めている。 ○受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードを利用する場合の想定内容 ・管理場所コード 通知書等の文書番号、発行者、公印、問い合わせ先、固定文言等は、管理場所による設定がされている場合は、入力された管理場所により印字内容が制御される。 ・受付場所コード 受付した場所を管理したい場合に利用する項目であり、他項目との関連性はない。 利用例1) 指定都市で、A区管轄下にあるア支所で受付した場合にア支所での受付を管理したい場合 利用例2) 複数福祉事務所の市で、A福祉事務所管轄の住民がB福祉事務所管轄の市で受付した場合、管理場所はB福祉事務所となるが、A福祉事務所管轄で受付したことを管理したい場合 ・担当場所コード 指定都市かつ精神と身体・知的で管理場所が分かれる場合の担当区役所等を管理するための項目であり、他項目との関連性はない。 利用例) 管理場所は本庁の精神保健課になるが、EUC機能を利用して区役所ごとの受給者数集計等を出すために担当となる区役所を管理したい場合	2023年3月、指定都市要件として詳細化	類型変更	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	S列・T列の素案では機能ID：1.7.3.のみとなっておりますが、意見は1.7.3.、1.7.4.、1.7.6.です。理由があって1.7.3.のみに限定し、指定都市も受け入れているのであれば問題ありませんが、意見の1.7.3.、1.7.4.、1.7.6.を実装必須にする必要があると考えます。 以上から、機能要件に追加する場合は、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID：1.7.3.、1.7.4.、1.7.6.の各標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 未規定 請求審査システム は×	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228017	1.障害者福祉共通	対象外	複数福祉事務所のある市区にも該当する機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業					素案							協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)			2.1版		3.0版案									
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID		
66	素案	追-96	02.身体障害者手帳	大阪府 大阪市	機能ID2.3.8. 手帳番号について、手入力の基本となり、自動付番がオプション要件となっているが、大阪府では番号重複を避けるため自動採番かつ手入力不可の仕様としている。本市のような政令市においては、受給者の数から鑑み、手帳番号を手管理することは不可能であり、番号重複を避けるための調整等を運用で行うことは非現実的であるため、自動採番が必須となる。よって、手入力の付番については、実装オプションの取扱いとしていただいたので、2.3.8.の手帳番号の入力時の重複チェックについても自動採番では不要となるため、手入力実装する場合のみの要件であることを特記事項として補記いただきたい。	2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能		2.3.8.の手帳番号の入力時の重複チェックについても自動採番では不要となること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID：2.3.8. (標準オプション機能) の自動付番機能のみを利用する場合は、機能ID：2.3.8. (実装必須機能) は実装しないこと。 要件の考え方・理由 機能ID：2.3.8. (実装必須機能) は、手入力のみ又は自動付番と手入力を併用する場合の要件である。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228018	2.身体障害者手帳	対象外	中核市にも該当する機能であるが、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-	
30	素案	追-32	02.身体障害者手帳	熊本県 熊本市	進行状態を検索キーとして抽出した対象者に対し、「判定結果」、「交付日」、「再交付日」を一括登録できること。※一括登録対象は個別に選択することも可能とする。※仮認定状態にある対象者に対し一括で交付決定することを想定している。 理由：処理件数が多く、使用頻度も高いため	2.身体障害者手帳			進行状態を検索キーとして抽出した対象者に対し、「判定結果」、「交付日」、「再交付日」を一括登録できること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	要協議Ⅱ(条件付き実装可)	成案予定				成案	制度所管府省の意見のとおり	0228019	2.身体障害者手帳	対象外	中核市にも該当する機能であるが、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	-	
100	修正案	338	02.身体障害者手帳	福岡県 福岡市	2.3.1. : 【要望】 決定日は、各管理場所でのみ登録できること。 【理由】 政令市においては、判定機関が障がい者福祉システムの情報を確認し、判定結果等を入力する運用が想定されることを踏まえ、決定日は区、判定日は判定機関のみが入力できるようになることが望ましいため。	2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.1.	決定日は、各管理場所でのみ登録できるよう権限管理を行うことができること。 各管理場所については、事務実施機関以外にも判定機関及び保守業者等必要な管理者を設定できるものとする。	◎	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	要協議Ⅲ	成案予定					成案	制度所管府省の意見のとおり	0228020	2.身体障害者手帳	対象外	指定都市固有要件のため	-
29	素案	追-31	02.身体障害者手帳	熊本県 熊本市	EUC支援として、検索キー、表示項目、ソート、フィルター等の各種設定を、個別でなく一括で登録でき、かつ一括で呼び出せる機能を実装すること。 ※内部帳票は原則としてEUC機能を利用することとされているが、日常的に出力する帳票を作成するたびに表示項目等をそれぞれ設定するのは煩雑かつミス誘発要因となるため。 理由：処理件数が多く、使用頻度も高いため	2.身体障害者手帳			検索キー、表示項目、ソート、フィルター等の各種設定を、個別でなく一括で登録でき、かつ一括で呼び出せること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	機能要件に規定する際は、EUC機能に関することであることを明示する必要があり、また「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能に関係してきますので、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID：2.4.4. に、以下の要件を加えること。「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能の機能ID：0340001について一括登録でき、機能ID：0340003について一括呼び出しができること。 要件の考え方・理由 EUC機能の付帯機能として、検索キー、表示項目、ソート、フィルター等の各種設定を、個別でなく一括で登録でき、かつ一括で呼び出せるようにするため、機能ID：2.4.4. (実装必須機能) に対する追加の要件である。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228021	2.身体障害者手帳	対象外	指定都市要件検討分科会において、協議案_管理番号：34の検討により削除となったため	-	
69	素案	追-100	03.療育手帳	大阪府 大阪市	機能ID3.3.5 手帳番号について、手入力の基本となり、自動付番がオプション要件となっているが、大阪府では番号重複を避けるため自動採番かつ手入力不可の仕様としている。本市のような政令市においては、受給者の数から鑑み、手帳番号を手管理することは不可能であり、番号重複を避けるための調整等を運用で行うことは非現実的であるため、自動採番が必須となる。よって、手入力の付番については、実装オプションの取扱いとしていただいたので、2.3.8.の手帳番号の入力時の重複チェックについても自動採番では不要となるため、手入力実装する場合のみの要件であることを特記事項として補記いただきたい。	3.療育手帳	3.3.台帳管理機能		3.3.5.の手帳番号の入力時の重複チェックについても自動採番では不要となること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID：3.3.5. (標準オプション機能) の自動付番機能のみを利用する場合は、機能ID：3.3.5. (実装必須機能) は実装しないこと。 要件の考え方・理由 機能ID：3.3.5. (実装必須機能) は、手入力のみ又は自動付番と手入力を併用する場合の要件である。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228022	3.療育手帳	対象外	指定都市固有要件のため	-	

指定都市要件「成案」（2.1版に反映済の要件）に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省（事務局）作業										素案				協議案への厚生労働省意見等（3/23追記）			2.1版		3.0版案						
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議案への厚生労働省意見等（3/23追記）	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID
13	素案	491	03.療育手帳	神奈川県川崎市	【機能ID3.4.1】 「進達者一覧を確認できること」が実装必須として記載されているが、政令指定都市では、必ずしも進達が必要では無い為、実装をオプション機能扱いとしていただきたい。	3.療育手帳	3.4.一覧管理機能	3.4.1.	進達者を一覧で確認できること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	類型変更	仮成案	成案	（制度所管府省意見のとおり）	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID：3.4.1. は標準オプション機能とすること。 要件の考え方・理由 指定都市では、必ずしも進達が必要では無いため標準オプション機能とする要件である。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228023	3.療育手帳	対象外	指定都市固有要件のため	－
14	素案	492	03.療育手帳	大阪府大阪市	機能・帳票要件：3.4.1 進達者一覧を確認できることについて、本市のような政令指定都市では進達が不要であるため、オプション機能扱いとしていただきたい。	3.療育手帳	3.4.一覧管理機能	3.4.1.	進達者を一覧で確認できること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	類型変更	仮成案	成案	（制度所管府省意見のとおり）	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID：3.4.1. は標準オプション機能とすること。 要件の考え方・理由 指定都市では、必ずしも進達が必要では無いため標準オプション機能とする要件である。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228023	3.療育手帳	対象外	指定都市固有要件のため	－
70	素案	追-101	04.精神障害者保健福祉手帳	大阪府大阪市	機能ID4.3.5 手帳番号について、手入力の基本となり、自動付番がオプション要件となっているが、大阪市では番号重複を避けるため自動採番かつ手入力不可の仕様としている。本市のような政令市においては、受給者の数から鑑み、手帳番号を手管理することは不可能であり、番号重複を避けるための調整等を運用で行うことは非現実的であるため、自動採番が必須となる。よって、手入力の付番については、実装オプションの取扱いとしていただいたので、4.3.5の手帳番号の入力時の重複チェックについても自動採番では不要となるため、手入力でも自動採番では不要となるため、手入力でも実装する場合のみの要件であることを特記事項として補記いただきたい。	4.精神障害者保健福祉手帳	4.3.台帳管理機能	4.3.5.	4.3.5.の手帳番号の入力時の重複チェックについても自動採番では不要となること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	（制度所管府省意見のとおり）	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID：4.3.5.（標準オプション機能）の自動付番機能のみを利用する場合は、機能ID：4.3.5.（実装必須機能）は実装しないこと。 要件の考え方・理由 機能ID：4.3.5.（実装必須機能）は、手入力のみ又は自動付番と手入力を併用する場合の要件である。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228024	4.精神障害者保健福祉手帳	対象外	指定都市固有要件のため	－
48	素案	追-53	04.精神障害者保健福祉手帳	大阪府堺市	【機能ID4.7.10】 精神障害者手帳（紙・カード）出力について、実装必須機能とされたい。精神障害者手帳の発行業務を担っているのは一部の自治体に限られるが、その全てにとって必要な機能は標準オプションではなく実装必須としつつ、当該機能を不要とする自治体については実装しなくてもよい機能と規定することで解決する問題だと考える。なお、最初から標準オプションとしてしまうと、ベンダは“実装不要な機能”としか解釈しなくなり、調達交渉が円滑に進まない原因になる。政令市用の仕様書策定はされない中、実装必須かつオプションも可能とする取り扱いについて検討いただきたい。	4.精神障害者保健福祉手帳	4.7.帳票出力機能	4.7.10.	【機能ID4.7.10】 精神障害者手帳（紙・カード）出力ができること。	◎	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	（制度所管府省意見のとおり）	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 また、4.7.10.は紙様式の出力のみであり、4.7.11.はカード型を作成するためにファイルを出力する機能となり、カード型手帳を直接標準準システムから出力するものではありません。意見の文脈からもカード型手帳の直接印刷ではないと考えられます。仮にカード型手帳の直接印刷を行う場合は、帳票レイアウト等の帳票要件が必要になります。 以上を踏まえて、機能要件を規定するのであれば以下の内容と考えます。 機能要件 機能ID：4.7.10.、4.7.11.の各標準オプション機能を実装必須機能とすること。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228025	4.精神障害者保健福祉手帳	対象外	指定都市固有要件のため	－
71	素案	追-102	05.国制度手当	大阪府大阪市	機能ID5.1.23 認定番号について、手入力の基本となり、自動付番がオプション要件となっているが、大阪市では番号重複を避けるため自動採番かつ手入力不可の仕様としている。本市のような政令市においては、受給者の数から鑑み、認定番号を手管理することは不可能であり、番号重複を避けるための調整等を運用で行うことは非現実的であるため、自動採番が必須となる。よって、手入力の付番については、実装オプションの取扱いとしていただくと共に、5.1.23.の認定番号の入力時の重複チェックについては、手入力でも実装する場合のみの要件であることを特記事項として補記いただきたい。	5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.23.	5.1.23.の認定番号の入力時の重複チェックについても自動採番では不要となること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	（制度所管府省意見のとおり）	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID：5.1.16.（実装必須機能）の自動付番機能のみを利用する場合は、機能ID：5.1.23.（実装必須機能）は実装しないこと。 要件の考え方・理由 機能ID：5.1.16.（実装必須機能）は、手入力のみ又は自動付番と手入力を併用する場合の要件である。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228026	5.国制度手当	対象外	指定都市に限らない機能であるが、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	－

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業										素案				協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)				2.1版		3.0版案					
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID	
115	修正案	追-23	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	処理件数が多い自治体にとっては、支給申請情報の管理が重要となるため、機能ID6.1.77.の進行状態コードの管理はオプションではなく必須機能としてください。	6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.77.	対象者の支給申請情報を管理できること。【管理項目】進行状態コード	○	・進行状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・01~09:受理前を自由設定 ・11~19:受理後から決定までを自由設定 ・21~29:保留等を自由設定		未反映	要協議Ⅲ	成案予定			指定都市要件として、「機能ID:6.1.77.の支給申請情報の管理項目である進行状態コードについては実装必須とする。」との規定で問題ないかと思えます。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228027	6.障害福祉サービス等(受給者管理)	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	
25	素案	追-8	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID6.1.60.「審査員用の認定審査会資料に対して、個人情報等をマスクできること」について、手作業による負担軽減のため固定マスクできる仕様としてください。	6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		機能ID6.1.60.「審査員用の認定審査会資料に対して、個人情報等をマスクできること。その際、手作業の負担軽減のため、固定マスクできること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID:6.1.60.の認定審査会資料の個人情報におけるマスクの対象項目は固定できること。 要件の考え方・理由 機能ID:6.1.60.はマスクの方法は問わないこととしているが、マスクする項目を固定化し、対象者により異なる項目としないことで、入力負担を軽減する要件である。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228028	6.障害福祉サービス等(受給者管理)	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため		
116	修正案	追-24	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	神奈川県横浜市	機能ID6.1.12.(サービスの一括取消)について、処理件数が多い自治体にとっては必要な機能と考えるため、オプションではなく必須機能としてください。	6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.12.	複数のサービスについて、支給決定取り消しとなる場合は、対象サービスを一括で取消できること。	○			未反映	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	考え方は、追-11と同様です。当要件を機能要件に追加するのであれば、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID:6.1.12.の標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 備考 2023年3月、指定都市要件として詳細化	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228029	6.障害福祉サービス等(受給者管理)	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため		

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業										素案				協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)		協議後の判定区分	備考	2.1版		3.0版案					
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分「成案」の場合	厚生労働省意見等	協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID	
18	素案	1176	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	福岡県北九州市	【機能ID 6.1.33.】 ①担当者手入力に伴う算定誤りが発生した場合、事業者、国保連合会(支払基金含む)の過誤請求が複雑であるため、療養介護医療費の医療型個別減免の算定(18歳、19歳を含む)について、【6.1.19補足給付費】の取り扱いと同様に、自動判定機能を追加してほしい。	6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		療養介護医療費の医療型個別減免の算定(18歳、19歳を含む)について、【6.1.19補足給付費】の取り扱いと同様に、自動判定機能ができること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	要協議 I (複数社実装可)	成案	(制度所管府省意見のとおり)	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 一方で、対象事業者(医療機関)の単価について事業者情報のマスタで管理するのか、それとも自動計算の都度、台帳情報として入力させるのかなど指定都市間においてどこまでの実装を求めているのか不明確であると考えます。そのため、現時点での規定できる内容は以下となりますが、管理項目については指定都市、ベンダで協議の必要があると考えます。 機能要件 機能ID:機能ID:6.1.26.の管理項目「個別減免有無」、「利用者負担上限月額」、及び機能ID:6.1.33.の管理項目「医療部分負担上限月額」、「食費負担限度額」を自動判定できること。 【管理項目】 その他生活費、認定収入額、食費負担限度額(月額)、福祉部分の日額単位数、医療部分の月額医療費 要件の考え方・理由 医療型個別減免の算定について、機能ID:6.1.19.(補足給付費の自動判定)の取り扱いと同様に、自動判定を行う要件である。 上記の追加を踏まえて、機能ID:6.1.26.の機能要件に補足(※の部分)を追加する。 機能ID:6.1.26.の機能要件 システムで管理している住民税情報、入力した収入等情報をもとに、所得区分の判定と負担上限月額を自動で計算(※)できること。また、所得区分、負担上限月額は任意で変更できること。 【管理項目】 所得区分コード 個別減免有無 利用者負担上限月額 利用者負担上限月額有効期間開始日 利用者負担上限月額有効期間終了日 ※医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228030	6.障害福祉サービス等(受給者管理)	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であり、標準化PMOツール等により意見をいただいたため	0221329 0221330

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業										素案				協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)		協議後の判定区分	備考	2.1版		3.0版案					
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID
45	素案	追-50	06.障害福祉サービス等(受給者管理)	熊本県熊本市	要件「6.1.33.」医療型個別減免の自動判定機能について、『医療機関情報「基本報酬額、配置加算額、処遇改善加算率」、「食事療養標準負担額」』の管理で算定の自動化は可能となり、煩雑ではない認識です。 指定都市規模では「療養介護、児童入所」の受給者数が多く、負担額算定が手動計算となる場合事務負担増となると認識しているため、自動計算機能を実装いただきたい。	6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		「6.1.33.」医療型個別減免の自動判定ができること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	要協議Ⅰ(複数社実装可)	成案	(制度所管府省意見のとおり)	No.1176と同様です。 機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定通りの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 一方で、対象事業者(医療機関)の単価について事業者情報のマスタで管理するのか、それとも自動計算の都度、台帳情報として入力させるのかなど指定都市間においてどこまでの実装を求めているのが不明確であると考えます。そのため、現時点での規定できる内容は以下となりますが、管理項目については指定都市、ベンダで協議の必要があると考えます。 機能要件 機能ID:機能ID:6.1.26.の管理項目「個別減免有無」、「利用者負担上限月額」、及び機能ID:6.1.33.の管理項目「医療部分負担上限月額」、「食費負担限度額」を自動判定できること。 【管理項目】 その他生活費、認定収入額、食費負担限度額(日額)、福祉部分の日額単位数、医療部分の月額医療費 要件の考え方・理由 医療型個別減免の算定について、機能ID:6.1.19.(補足給付費の自動判定)の取り扱いと同様に、自動判定を行う要件である。 上記の追加を踏まえて、機能ID:6.1.26.の機能要件に補足(※の部分)を追加する。 機能ID:6.1.26.の機能要件 システムで管理している住民税情報、入力した収入等情報をもとに、所得区分の判定と負担上限月額を自動で計算(※)できること。また、所得区分、負担上限月額は任意で変更できること。 【管理項目】 所得区分コード 個別減免有無 利用者負担上限月額 利用者負担上限月額有効期間開始日 利用者負担上限月額有効期間終了日 ※医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228030	6.障害福祉サービス等(受給者管理)	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であり、標準化PMOツール等により意見をいただいたため	0221329 0221330
139	追加要件①	12				7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	7.3.16.	【支給勤奨(既存高額、新高額)】既存高額、新高額に係る給付のお知らせ、申請書は、該当者をまとめて印刷できること。また、印刷は単件、あるいは複数人、複数月で一括して出力できること。	○		【回答様式】_No1270		要協議Ⅲ	成案予定		追加規定で問題ありませんが、「複数月で一括して出力できること。」については障害者福祉システム標準仕様書【2.1版】案の機能ID:7.7.13.7.7.14.、7.7.15.、7.7.16.、にて複数年月に対応したお知らせ、申請書のサービス利用年月別明細を出力できるようにしておりますので、指定都市要件としては以下の内容の追加で問題ないと考えます。 【支給勤奨(既存高額、新高額)】 既存高額、新高額に係る給付のお知らせ、申請書は、該当者をまとめて印刷できること。また、印刷は単件、あるいは複数人を一括して出力できること。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228031	7.障害福祉サービス等(給付管理)	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため		

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業					素案								協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)				2.1版		3.0版案						
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID	
80	素案	追-116	08.自立支援医療(更生医療)	大阪府大阪市	機能ID8.1.5 自立支援医療の受給者番号について、手入力の基本となり、自動付番がオプション要件となっているが、大阪市では番号重複を避けるため自動採番かつ手入力不可の仕様としている。本市のような政令市においては、受給者の数から鑑み、受給者番号を手管理することは不可能であり、番号重複を避けるための調整等を運用で行うことは非現実的であるため、自動採番が必須となる。よって、手入力の付番については、実装オプションの取扱いとしていただきたい。	8.自立支援医療(更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能		機能ID8.1.5 自立支援医療の受給者番号について、手入力の付番ができること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	要協議Ⅲ	成案 予定			現在、機能ID:8.1.15.において実装必須機能として「受給者番号は手入力の他にチェックデジットによる自動付番ができること。」としておりますが、指定都市要件として、「機能ID:8.1.15.の受給者番号の手入力ができること」は実装不可機能として規定することで対応可能と考えます。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228032	8.自立支援医療(更生医療)	対象外	人口規模や大量処理のために必要な機能であるが、現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	
49	素案	追-55	10.自立支援医療(精神通院医療)	大阪府堺市	【機能ID10.3.2~10.3.7】 公費負担医療管理機能について、実装必須機能とされたい。自立支援医療(精神通院医療)の発行業務を担っているのは一部の自治体に限られるが、その全てにとって必要な機能は標準オプションではなく実装必須としつつ、当該機能を不要とする自治体については実装しなくてもよい機能と規定することで解決する問題だと考える。なお、最初から標準オプションとしてしまうと、ヘンダは“実装不要な機能”としか解釈しなくなり、調達交渉が円滑に進まない原因になる。政令市用の仕様書策定はされない中、実装必須かつオプションも可能とする取扱いについて検討いただきたい。	10.自立支援医療(精神通院医療)	10.3.公費負担医療管理機能		【機能ID10.3.2~10.3.7】 公費負担医療管理ができること。	◎	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID:10.3.2.、10.3.3.、10.3.4.、10.3.5.、10.3.6.、10.3.7.の各標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 未規定	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228033	10.自立支援医療(精神通院医療)	対象外	自治体の運用によっては指定都市以外にも該当する機能であるが、指定都市以外からの要望がなく、指定都市以外に拡大しても必要性が不明であるため	
86	素案	追-128	12.特別児童扶養手当	大阪府大阪市	機能ID12.1.28 整理番号及び証書番号について、手入力の基本となり、自動付番がオプション要件となっているが、大阪市では番号重複を避けるため自動採番かつ手入力不可の仕様としている。本市のような政令市においては、受給者の数から鑑み、証書番号を手管理することは不可能であり、番号重複を避けるための調整等を運用で行うことは非現実的であるため、自動採番が必須となる。よって、採番方法は、実装オプションの取扱いとしていただいたので、12.1.28.の証書番号の入力時の重複チェックについても自動採番では不要となるため、手入力での実装する場合のみの要件であることを特記事項として補記いただきたい。	12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		機能ID12.1.28 整理番号及び証書番号について、手入力の付番ができること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	要協議Ⅰ(複数社実装可)	成案	(制度所管府省意見のとおり)	素案にあります「手入力の付番」については、12.1.14. (*1)、12.1.25. (*2) で対応可能となっています。意見内容及び、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 機能ID:12.1.14. (整理番号)、12.1.25. (証書番号) の自動付番機能のみを利用する場合は、機能ID:12.1.28. (実装必須機能) は実装しないこと。 要件の考え方・理由 機能ID:12.1.14.、12.1.25. は、手入力のみ又は自動付番と手入力を併用する場合の要件である。 (*1) 整理番号は、手入力の他に自動付番もできること (*2) 証書番号は、手入力の他に自動付番もできること	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228034	12.特別児童扶養手当	対象外	証書番号の自動付番の機能に関する内容が含まれ、指定都市固有要件のため	-

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業										素案				協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)		協議後の判定区分	備考	2.1版		3.0版案					
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID
96	素案	追-141	12.特別児童扶養手当	福岡県福岡市	追加 【要望】 政令市特有の要件として、判定処理を行う本庁と支給決定処理を行う区との携を強化できる機能(判定処理機能が利用することを前提とした機能)を追加いただきたい。具体的には、以下の様な流れを想定している。 ・各区で申請情報・添付書類をシステムに登録 ・本庁で「申請者一覧」等で、申請者を確認、判定 ・各区で「判定結果一覧」等で、判定済みの対象者を確認、決定 【理由】 政令市においては、判定処理業務でも区と同様の業務システムを利用していることがある(本市では利用している)。 一方で標準化において、判定機能が利用する前提でなくなった場合、同一の業務システムを利用しているにもかかわらず、区と判定機能のやり取りにおいて、各種情報の紙連携(郵送等)をしなければならず、市民情報の流出リスクや、DX推進の観点からも不適切であるとする。(現状は電子(システム内でのやり取り)でのやり取りを行っている。)判定処理業務そのものを仕様書に盛り込む必要はなく、上記のようなやり取りがシステム上でできればよいと考える。	12.特別児童扶養手当			判定処理を行う本庁と支給決定処理を行う区との携を強化できる機能(判定処理機能が利用することを前提とした機能)を追加いただきたい。具体的には、以下の様な流れを想定している。 ・各区で申請情報・添付書類をシステムに登録 ・本庁で「申請者一覧」等で、申請者を確認、判定 ・各区で「判定結果一覧」等で、判定済みの対象者を確認、決定	○	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一や他の要件との関連の視認性を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 行政区と本庁の要件として、以下ができること。 ・行政区で、申請入力 ・本庁で、「申請者一覧」等で申請情報を確認～判定結果入力 ・行政区で、「判定結果一覧」等で判定結果を確認～決定入力 要件の考え方・理由 ・機能ID: 1.7.5.にて、入力や参照の処理制御や利用権限は設定可能としているが、標準オプション機能であるため、当要件にて実装必須機能としている。 ・「申請者一覧」等、「判定結果一覧」等は、12.3.一覧管理機能として、確認できる機能となる。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228035	12.特別児童扶養手当	対象外	指定都市固有要件のため	-
149	追加要件①	22				12.特別児童扶養手当	12.3.一覧管理機能	12.3.2	各区で登録した申請者情報を入力日、進捗状況等で抽出し、一覧で確認できること。 確認した一覧から個別の申請者情報を確認できること。	○		(福岡市)18障害者福祉_素案確認用_回答様式_No887		仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 指定都市における各行政区で登録した申請者情報を入力日、進捗状況等で抽出し、一覧で確認できること。更に確認した一覧から個別の申請者情報を確認できること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 要件の考え方・理由 2023年3月、指定都市要件として詳細化	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228036	12.特別児童扶養手当	対象外	各行政区で登録した情報をまとめて扱う場合の機能であり、指定都市固有要件のため	-
150	追加要件①	23				12.特別児童扶養手当	12.3.一覧管理機能	12.3.2	各区で登録した申請者情報を入力日、進捗状況等で抽出し、一覧で確認できること。 確認した一覧をデータとして出力できること。	○				仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	機能要件に追加するのは問題ありませんが、規定ぶりの統一を踏まえると、以下の内容でいかがかと考えます。 機能要件 指定都市における各行政区で登録した申請者情報を入力日、進捗状況等で抽出し、一覧で確認できること。更に確認した一覧をCSVファイルで出力できること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 要件の考え方・理由 2023年3月、指定都市要件として詳細化	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228037	12.特別児童扶養手当	対象外	各行政区で登録した情報をまとめて扱う場合の機能であり、指定都市固有要件のため	-

指定都市要件「成案」(2.1版に反映済の要件)に対する指定都市以外への拡大について

制度所管府省(事務局)作業										素案				協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)				2.1版		3.0版案					
協議案_管理番号	シート名	No	事業名	自治体名	意見内容	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】	厚生労働省意見等	協議案への厚生労働省意見等(3/23追記)	協議後の判定区分	備考	機能ID	大項目	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID
324	追加要件②	追-147	12.特別児童扶養手当	福岡県北九州市	○帳票レイアウト【1221 特別児童扶養手当証書】個人番号の印字欄を削除してほしい理由：必須項目ではないため	12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能	新規	○帳票レイアウト【1221 特別児童扶養手当証書】個人番号の印字欄を削除してほしい	○	個人番号の印字は必須項目ではないため、印字欄の削除もしくは印字を選択式にされたい。	同意団体については、右表で把握のため、追加聞き取りしていません。		仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	「特別児童扶養手当証書の様式を定める省令」により定められた様式に合わせて個人番号欄を設けておりますので、個人番号欄は削除できません。なお、個人番号欄へのシステムからの印字につきましては、現在、実装不可となっているところ、本人にお渡しする証書につきましては実装必須に変更することは可と考えましたため、以下の内容であれば機能要件に追加しても問題ないと考えます。 機能要件 帳票詳細要件(21.特別児童扶養手当証書)の通番6のシステム印字項目(個人番号)は、実装不可機能を実装必須機能とすること。また、個人番号の印字有無を切り替えらえるものとし、印字しない場合は、個人番号欄のみ表示とすること。 要件の考え方・理由 人口規模や大量処理のために必要な機能 要件の考え方・理由 2023年3月、指定都市要件として詳細化	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228038	12.特別児童扶養手当	対象外	政令改正により証書が廃止され、当該機能を削除するため	-
51	素案	追-65	12.特別児童扶養手当	大阪府堺市	【特別児童扶養手当 手当支払に関する帳票について】業務フロー「09手当支払」において、支出情報の出力にて支払用データが生成されるようになっているが、「特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書」および「支払対象者一覧表」も出力できる機能を追加できないか。これらの様式は厚生労働省障害保健福祉部企画課より支払データと共に提出することを求められていますが、帳票一覧において定義されていないように見受けられます。定例払い時、ほぼ全受給者(本市であれば2,000人以上)の一覧を作成することになるため、システムから対象者一覧が出力できない場合、事務量の増加につながります。帳票一覧においても上記の様式がないため、業務フローにおける「支払用データの生成」にこれらの帳票生成も含まれているのかも含めてご教示ください。また、EUCで出力対応でしたらその旨をご教示ください。	12.特別児童扶養手当			「特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書」および「支払対象者一覧表」も出力できること。	○	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	新規追加	仮成案	成案	(制度所管府省意見のとおり)	「支払対象者一覧表」の出力は、機能ID:12.6.35.(標準オプション機能)で、帳票要件も含めて規定しています。こちらは、標準オプション機能から実装必須機能に変更するという機能の追加は可能と考えます。一方で、「特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書」は、帳票要件が不明であるため、この点を明確にしていたかなければ機能要件への追加は難しいと考えます。 以上を踏まえて、帳票要件が明確に提示される前提で、機能要件を規定するのであれば以下の内容と考えます。(更に帳票要件の規定も必要となります。) 機能要件 機能ID:12.6.35.の標準オプション機能を実装必須機能とすること。 要件の考え方・理由 厚生労働省へ「支払データ」と合わせて提出するものである。	V列及びW列のとおりであれば問題ありません。	成案	制度所管府省の意見のとおり	0228039	12.特別児童扶養手当	対象外	指定都市固有要件のため	-